

(別紙)パブリックコメントの意見と対応

鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項<1,296件>

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	自然を環境と規定するのは、人との関係においてであるので、この文脈では「鳥獣は、自然環境を構成する…」を「鳥獣は、自然を構成する…」に修正すべきである。	当該箇所は、人間にとっての自然環境の中に鳥獣が重要な構成要素として位置付けられる旨を記述したもので、原案の表現で適当と考えます。	12
1	基本的事項に生息地保全の記述がない。	「鳥獣保護事業に関する基本的事項」冒頭部分には、鳥獣の、人間の生存の基盤である自然環境を構成する重要な要素としての面と社会に被害を及ぼす存在としての面の両面を対比して記述したものです。生息地の保全については、後段で鳥獣保護事業の政策手法を述べる部分で鳥獣保護区特別保護地区などを記述しています。	1
1	「鳥獣の個体数調整を含む被害防止対策の実施など、適切な対処が必要となっている。」との記述があるが、個体数調整という側面に被害防止対策を含めるべきではない。	被害防止対策を進めるに当たっては、防護柵の設置等による被害防除対策と個体数調整の双方による対応が重要であると考えます。	10
1	狩猟の「鳥獣の個体数調整という面」、または、狩猟者が「個体数調整の担い手となる」という記述は、鳥獣保護法にそのような明確な規定はなく、適当ではない。個体数調整の担い手として、狩猟者に過剰な期待を寄せるべきではない。	個体数調整を含む鳥獣保護事業の実施に際し、狩猟及び狩猟者は一定の役割を果たしており、狩猟の役割について記述する必要はあるものと考えます。	8
1	狩猟の文化的、歴史的な側面からの記述を加えるべきである。	鳥獣の保護管理を効果的に推進するためには、単一の手法に偏るのではなく、問題の性質に応じて様々な主体の参加と連携のもとで、多様な手法を組み合わせる施策を実施していくことが肝要と考えており、当該箇所にはこのような考え方を計画実施の基本的な考え方に位置づけています。	5
2,(2),	鳥獣を適正な個体数に維持することも、長期的にみて保護につながるが平成11年の法改正で規定された趣旨を踏まえて、鳥獣保護事業の実施に当たっては、捕獲の制限だけでなく、捕獲の推進も必要性となる場合があることについて、記述すべきである。	ご指摘の点については、「近年、絶滅のおそれのある鳥獣の種数が増加している一方で、シカやサル等の一部の鳥獣が地域的に増加又は分布を拡大している。これらの鳥獣の一部には、農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態が見られ、このような場合には、被害防除対策の実施とともに、これらの鳥獣を適正な個体数に誘導するなど適切な管理が必要となる。」として記述しています。	8
2,(2),	種の存続に支障を来すおそれが生じている鳥獣や、生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群について、生息環境の整備等による保護の取組が必要との記述があるが、生息環境の整備だけでなく生息環境の整備を推進するための調査研究の必要性や地域個体群がそのような状態に至った社会的経緯を明らかにする必要性も記述すべきである。	生息環境の整備を進めるためには、それに関連する調査研究の推進等も必要と考えており、このため、記述に当たっては「生息環境の整備等」と幅を持たせているところです。	5
2,(2),	野生動物の生息環境の回復や生息地保全を目指す旨明記すべきである。	ご指摘の趣旨については、「生息数が減少し、種の存続に支障を来すおそれが生じている鳥獣や、生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群については、安定して存続可能な個体数を維持できるよう、生息環境の整備等による保護の取り組みが必要である。」として記述しています。	3
2,(2),	被害対策の例示が個体数調整のみだが、環境教育・地域活性化・被害防除策など他の例示も行うべきである。	個体数調整だけでなく、例えば「被害防除対策の適切な実施を図りつつ、鳥獣の個体数や生息環境を適正な状態に誘導していく」という観点から、適切な保護管理の推進を図るものとする。」と記述するなど、ご指摘の被害防除対策や生息環境整備の必要性についても記述しているところです。	3
2,(2),	「狩猟者の確保」を「専門的な技術及び知識を持った捕獲技術者の確保及び育成」に修正すべきである。	狩猟者は狩猟免許制度により狩猟鳥獣の捕獲等に関する専門的な技術、知識の有資格者であることから、ご指摘の「専門的な技術及び知識を持った捕獲技術者の確保及び育成」という意味合いは「狩猟者の確保」という表現に含まれていると考えます。	17
2,(2),	科学的・計画的に進めることが必要な対象として、特定鳥獣保護管理計画や有害鳥獣捕獲だけでなく、狩猟も付け加えるべきである。	御指摘の点は、狩猟鳥獣の保護管理についてと認識されますが、狩猟鳥獣を含めた鳥獣の保護管理を科学的に進めていくための手法として、特定鳥獣保護管理計画や有害鳥獣捕獲について記述しています。	301

2, (2),	狩猟は、単純な個体数調整だけでなく種としての遺伝子プールの適正化（劣後個体の淘汰）を果たしている旨、また、被害防除の実施だけでなく自然環境全体への貢献という公益的機能を有している旨を記述すべきである。	基本指針は鳥獣保護事業を実施するための基本的な事項について定めるものであり、狩猟制度についても、鳥獣保護事業を側面から支える観点で、鳥獣の個体数調整の担い手としての役割及び個体数調整を通じた鳥獣被害防止への寄与の役割を主体として記述しています。	1
2, (2),	個体数調整の担い手として狩猟者の育成を図る旨の記述は削除すべきである。	個体数調整について狩猟者は一定の役割を果たしており、狩猟者の育成について記述する必要はあるものと考えます。	1
2, (3)	鳥獣の科学的・計画的な保護管理のためには、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究が必要との記述があるが、調査研究成果の公表や活用についても記述すべきである。	鳥獣の科学的・計画的な保護管理のための調査研究は、当該調査により得られた結果を鳥獣の保護管理にフィードバックすることを目的に実施されるものであることから、調査結果の公表、活用については考え方として含まれていると考えます。	302
2, (3)	鳥獣保護事業を進めるに当たって、理解と協力が必要な対象者または連携を図るべき対象者に、狩猟者を追加すべきである。	御指摘の箇所には、狩猟者も含まれていると考えております。鳥獣の保護管理の効果的な推進には、単一の手法や主体に偏るのではなく、問題の性質に応じ様々な主体の参加と連携のもとで、多様な手法を組み合わせることで実施していくことが肝要と考えており、当該箇所にはこのような考え方を計画実施の基本的な考え方に位置づけています。	302
2, (3)	普及啓発を図る事項として「狩猟の公益性」も記述すべきである。	「人と鳥獣との共生に関する理解の醸成を図る」との記述の中に「狩猟の公益性」といった点も含まれていると考えます。鳥獣の保護管理を効果的に推進するためには、単一の手法・主体に偏るのではなく、問題の性質に応じて様々な主体の参加と連携のもとで、多様な手法を組み合わせることで実施していくことが肝要と考えており、当該箇所にはこのような考え方を計画実施の基本的な考え方に位置づけています。	302
2, (3)	「以上のような鳥獣保護事業を進めるに当たっては、…関係機関やNGOとも連携を図りつつ、…普及啓発を推進する。」と記述から「NGO」の文言を削除すること。	鳥獣保護事業の普及啓発に当たっては、関係機関だけでなくNGOとも連携を図りつつ進めることが重要であり、ご指摘の箇所において「NGO」の文言の記述は必要と考えます。	1
2, (3)	「鳥獣とのふれあいや自然環境学習教育の実施、人と鳥獣との共生に関する理解の醸成を図るなど、鳥獣の保護及び管理の必要性について地域住民の理解を深めるための普及啓発を推進する。」との記述において、「鳥獣とのふれあい」を「鳥獣の生態」に変更するか「鳥獣とのふれあい」を削除すべきである。	人と鳥獣とのふれあいを図ることは、鳥獣保護事業の普及啓発を図るための有効な手段であり、「鳥獣とのふれあい」の文言の記述は必要であると考えます。	3
全般	鳥獣保護事業計画と基本指針の法的性格の違いが明記されていない。鳥獣保護事業計画の透明性を基本指針によって確保する旨を、基本指針の前文において明文化すべきである。	鳥獣保護事業計画と基本指針との関係は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条第1項において、「都道府県知事は、基本指針に即して、鳥獣保護事業計画を定めるものとする。」と整理されていると考えます。	2
全般	人と鳥獣との共生概念には、西洋型合理主義（保護管理＝有害鳥獣の被害防止＝個体数調整）と東洋型合理主義（個々の鳥獣が主体的に自分たちの将来のあり方を選択するよう手助けすること）の2種類がある。基本指針では人と鳥獣との関係が西洋型合理主義の考え方で明確に規定されているが、東洋型合理主義の共生概念も尊重すべきであり、少なくとも切り捨てるべきではない。	基本指針は行政として鳥獣保護事業を実際に進めていくうえで基本的な事項を定めているものである。したがって、御指摘の点については基本指針では踏み込んで記述しておりませんが、いないが、今後の検討の材料とさせていただきます。	1
全般	被害対策には環境教育や地域活性化等を含む多様な取り組み方がありうるにも関わらず、例示しているのは鳥獣の個体数調整（捕殺）のみで、5箇所も繰り返している。	被害対策としては、個体数調整の他被害防除についても記述しており、後段には、共通基盤的な施策として、計画的・科学的保護管理（調査、モニタリング等を含む）、環境教育などの施策手法について記述しており、決して特定の手法にのみ特化しているわけではないと考えます。	5
全般	公費で行われる有害鳥獣捕獲の公共的位置づけをはっきりと明記すべきである。	有害鳥獣捕獲の実施体制のあり方については、環境省の設置した「野生鳥獣保護管理検討会」で検討するとされており、御指摘の点は検討の参考とすべきと考えます。	3
合 計			1,296

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項 < 10,877件 >

第一 鳥獣保護事業計画の計画期間 (0件)

当該箇所に対するご意見はありませんでした。

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 (47件)

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	「鳥獣保護区での開発、伐採等の生態系に悪影響を与える行為は禁止、もしくは規制される。」との文面を追加すること。	ご指摘のとおり、鳥獣保護区内では鳥獣の生息環境を保護する必要がありますが、鳥獣保護区内の行為の規制については、別途法令で定められているところであり、それらに基づき適切な保護管理が図られていると考えます。	2
1	鳥獣保護区の目的が「鳥獣の保護繁殖」から「鳥獣の保護」に変更されているが、保護 (=人為的) と繁殖 (=自然的) では意味が異なり、「繁殖」という文言が削除されたことは、保護区の目的の後退ではないか。	今回の法改正に伴って、法文上「鳥獣の保護繁殖」を「鳥獣の保護」に整理したところであり、基本指針においてもこの整理を踏まえて記述したものです。したがって、鳥獣保護区の目的の考え方を変更するものではありません。	2
2	「指定」と「設定」の法的な相違が分かるように、基本指針に記述する必要がある。	今回の法改正に伴って、鳥獣保護区の「設定」を「指定」に整理したところであり、基本指針においてもこの整理を踏まえて、「鳥獣保護区の指定」として記述しているところで、これまでの扱いを変更する物ではありません。	1
2	鳥獣保護区設定に関する公聴会では、隣接県利害関係者にも意見を聞くべきである。	県指定鳥獣保護区の指定に関する公聴会の公述人については、都道府県や指定しようとする保護区の実情に合わせて選定することが望ましいと考えており、基本指針において特に規定を設けてはおりません。	30
2 (4)	鳥獣の存在がむしろ文化財の保存等の障害となることが少なくない。このため、「自然公園法、文化財保護法等の他の制度によって、まとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できるかぎり鳥獣保護区に包含する」との記述を「自然公園法によってまとまった面積が保護されている地域であって、…」に修正すべきである。	鳥獣の生息地が文化財保護法により保護されている場合は、鳥獣保護区にも包含することにより、双方の制度が連携を図りつつ、鳥獣の保護を図ることが重要と考えています。	2
2 (5)	「 (5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。」との記述を削除すべきである。	鳥獣保護区に対して、自然とのふれあいや環境教育の場としての役割を求める声が増加しており、こうした要望に応えるため、原案のとおり記述する必要があると考えています。	1
2 (6)	「 (6) 市街地周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても、鳥獣保護区の指定に努める。」との記述を削除すべきである。	身近な鳥獣生息地の保護区の指定の考え方を示したもので、記述は必要と考えています。	1
2 (7)	「必要な地域について、生息地回廊の保護区の指定に努める。」という考え方ではなく、「孤立した個体群の増殖を図る観点から、積極的に生息地回廊の保護区の指定に努める。」との考え方で記述すべきである。	鳥獣保護区の指定に当たっては、個々に指定の目的、必要性を明らかにする必要があると考えており、この結果、保護を図るべき必要な地域が指定されることになるものです。	1
3 (6)	生息地回廊の保護区の目的を、移動分散を確保しようとする鳥獣の保護のみを対象とするのではなく、孤立化した地域の生物多様性の維持・向上をも目的とするよう「移動分散を確保しようとする…。また、その際には、」との記述を削除すべきである。	ご指摘のとおり生息地回廊の保護区の指定は、孤立化した地域の生物多様性の維持・向上に資するものと考えていますが、鳥獣保護区の指定に際しては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにするなど、指定の目的を明らかにして行う必要があると考えており、このため、原案のように記述しているものです。	2
4 (6)	生息地回廊の保護区の特別保護地区の指定の考え方を原案から「保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる地域においては、他の法令で保護区として指定されている地域と連携して、指定するよう努めるものとする。」へと修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、第二 3 (6) で記述しているところです。	2
4 (7)	身近な鳥獣生息地の保護区の特別保護地区の指定の考え方を示した「鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとする。」との記述を削除すべきである。	当該部分は、身近な鳥獣生息地の保護区の特別保護地区の指定の考え方を示したもので、このような記述は必要と考えています。	1

6	施設の整備には賛成だが、重要なことはその施設をいかに活用していくかということである。このような観点から、「施設の維持・運営、環境の整備を環境省・林野庁などの関係省庁、自然保護団体・狩猟団体、地域住民、地域ハンターの密接な協力のもとに行う。」との文面を追加すること。	当該箇所は施設の整備に主眼をおいた記述を行っているため、管理については簡潔な記述としていますが、施設の活用を含む鳥獣保護区の管理に当たっては、地域住民や関係機関等との連携が必要と考えており、そのような観点から、鳥獣保護区について「調査、巡視等の管理の充実に配慮するものとする。」と記述しているところです。	1
6(2)	身近な鳥獣生息地における環境整備の考え方を示した「また、身近な鳥獣生息地の保護区では、鳥獣の誘致等のための給餌・給水施設等を生態系への影響に配慮した上で必要に応じて設置するものとする。」との記述を削除すべきである。	当該箇所は、身近な鳥獣生息地の保護区における採餌、営巣等のための環境整備に関する考え方を示したものであり、このような記述は必要と考えています。	1
小 計			47

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項(759件)

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
全般	キジなど鳥獣の繁殖を図るため、生息適地の環境整備をすべきである。	鳥類の繁殖のための環境整備については、鳥獣保護区における環境整備、猟区の整備、特定鳥獣保護管理計画に基づく生息環境の整備、野鳥の森の整備、絶滅のおそれのある鳥獣の保護のための環境整備など、その目的に応じて様々な手段によって実施されるよう本案に記述しています。	3
1	狩猟鳥獣の放鳥獣は、生態系の攪乱、農林業被害等を引き起こすおそれがあるため行うべきではない。	現在放鳥獣が実施されている狩猟鳥獣は主要な狩猟対象となっているキジ、ヤマドリが主体であり、各地域に生息する個体(地域的個体群)を放鳥することにより農林業被害や生態系の攪乱を引き起こすおそれは少ないと考えております。なお、生態系攪乱を引き起こすおそれの強い哺乳類、移入鳥類は放鳥獣しないこととしております。	5
1(2)	今までどおりとすること:人工増殖に際しては、亜種間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする場所に生息する亜種と同亜種のもののみを対象とすること。	遺伝的多様性を確保するため、亜種だけではなく、分類学的に未定の地域的変異についても交雑を防ぐことが必要と考えています。	374
2	放鳥する鳥獣の種類については、ヤマドリ、キジ、コジュケイ等とすべきである。	放鳥する鳥類の種類についてはキジ、ヤマドリが主な対象となると認識しています。コジュケイについては、コウライキジとともに移入鳥獣であり、移入鳥獣はすでに第9次鳥獣事業計画の基準から放鳥しないこととしています。	2
2(3)	「(3)移入鳥獣」でいうところの放鳥獣が禁止される移入鳥獣の定義を明確にすべきである。(広義の移入種(alien sp.全体)ではなく、問題を引き起こしている侵害種(invasive sp.)に限定すべき)。	生態系への影響が現に確認されていない種であっても生物多様性の保全のため、移入種の放鳥獣は抑制すべきものと考えています。	369
2(3)	放鳥獣が禁止されている移入種の定義を明確にすべき。コジュケイの取り扱いはどうするのか。	現在放鳥獣が行われているとされる移入鳥獣には、コウライキジ、コジュケイがあり、これらも対象となります。なお、この取扱いは第9次鳥獣保護事業計画の基準にも定めており、これらの放鳥はしないこととしています。	3
全体	この部分で、法第10条等に基づく措置命令に触れる必要があるのではないかと。もし、ここで触れないのであればふれるべき。	第3は、狩猟鳥獣の増殖を目的とした放鳥や絶滅のおそれのある鳥獣の保護のための放鳥獣についての記述であり、傷病鳥獣や措置命令による放鳥獣について記述しておりません。この点の誤解を防ぐため、冒頭に「傷病鳥獣の保護収容後の放鳥獣等を除く」という記述を追加します。なお、措置命令については、実務上の混乱が生じないように通知等で考え方を明確にする必要があると考えます。	3
小 計			759

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（有害鳥獣捕獲に限る。）に関する事項（5,066件）

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	「有害鳥獣捕獲」ではなく、新法第9条の表現にのっとり、「被害防止捕獲」と称すべきである。（他は、新法の表現に沿って忠実に直しているのになぜ、ここだけが新法の表現を踏まえないのか不可解である。）	「有害鳥獣捕獲」は「鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための捕獲等又は採取等」が、基本指針の中で反復使用されるため、それを簡潔に表現した用語として用いているものです。「被害防止捕獲」については、被害防除に係る個体追跡のための捕獲などが含まれるものと誤解されるおそれがあるため使用しておりません。	370
1	追い払いや護衛のための捕獲がこの捕獲目的で許可される行為であることを明記すべき。また、許可基準を明記すべき。	捕獲を伴わない追い払い及び実包を伴わない追い払いは鳥獣保護法の対象外と考えます。 「護衛」に関してはその概念が曖昧であるため、捕獲の目的とすることは困難と考えますが、具体例を検討した上で、許可の対応等について通知等により、技術的助言を行い、現場における混乱が起きないように配慮すべきと考えます。	362
1	許可の判断に際しては、従事者の選定方法や能力適性を審査することの必要性についても言及した記述を追加されたい。（人的要件を審査しないで、行政機関が有害鳥獣駆除を安易に許可している事例が一部で見られる。このことが、有害鳥獣駆除に係る狩猟者全体の評判をおとしめている一因になっている。好ましくない有害鳥獣駆除が行われている責任の一端は、不適切な有害鳥獣駆除の実施が予見されるのに許可してしまっている行政機関にもあることを、ご理解いただきたい。）	本指針では、有害鳥獣捕獲に従事する者について、捕獲にかかる技術的な面を担保するため、狩猟免許を有する者であることとしています。 なお、捕獲隊の結成に当たり、技術の優れた者による編成や、実施者の養成・確保を図ることとしています。	370
2(1)他	錯誤捕獲に関する記述が見られるが、目的外の動物が捕獲される広義の「混獲」のうち、錯誤捕獲として認識される範囲を明確にするべきである。また、その際、混獲を防ぐ手段の有無を重視し、手段がないものについては比較的広く錯誤捕獲の概念を適用する一方で、手段があるものについては、その手段の実行を促すような厳格な規制を行なうべきである。	錯誤捕獲を防止するための指導や技術的な検討は、必要に応じて実施に努めていく考えですが、基本指針において、錯誤捕獲の定義や対応を細かく記述することは現状では困難であると考えます。なお、錯誤捕獲と意図的な捕獲の区別は、ケース・バイ・ケースで判断されるものと認識しています。	1
2(1)1	有害鳥獣捕獲に規定されることとなった移入鳥獣の捕獲について、現行の基準の移入鳥獣の駆除について記述されているように、法人における従事者は狩猟免許保持者として認められている原則を緩和し、はこわな、囲いわなの方法による場合は、わな猟免許の所持を必ずしも必要としないこととしてほしい。また、同様の理由で法人の他、国及び地方公共団体をこの措置の対象に加えてほしい。	ご指摘を踏まえ、法人による移入鳥獣の捕獲はこれまで同様、網・わなによる捕獲の場合で、安全性、捕獲技術等が確保されると認められる場合には、従事者に免許所持者でない者が含まれることを認めるべきであり、その旨記述すべきと考えます。	1
2(1)2)ア	捕獲物の処理方法が、医学実験用と明記された場合も合法であることを明記すべき。	ここでは、捕獲後の処理について個別の判断を行うものではなく、 捕獲の目的が有害鳥獣捕獲ではない場合 、つまり、 目的を偽っている場合 を想定しています。	10
2(1)2)オ	居住地内の銃猟禁止区域において、カラスなどを有害鳥獣捕獲する場合については、飛距離の短い空気銃の使用を認める特例措置を設けるべき。	銃猟禁止区域は、銃猟による事故が頻発している地域や、事故が発生する可能性が高い場所、又は社寺境内や墓地等の静穏の保持が必要な場所を指定するものであることから、比較的飛距離の短い空気銃であっても、これらの地域の安全性の確保や静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあり、除外することは困難と考えます。 居住地周辺での有害鳥獣の捕獲に当たっては、周辺住民の安全確保を最優先させる必要があり、比較的危険の少ない、銃による捕獲以外の方法で捕獲することが望ましいと考えます。	4
2(1)2)オ	「銃猟によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は」を削除すべき。（物理的に網・わなで捕獲できない鳥獣はいないはず、厳密に解釈すると全ての銃猟禁止区域では銃猟ができなくなってしまうおそれがある。）	「銃猟によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合」とあるのは、社会通念に従い判断されるべきものであり、物理的に銃猟以外の方法により捕獲等できるが、それを行うことは多大な負担を課するようなケースについては、「銃猟によらなければ捕獲等の目的が達せられない」と判断されると考えられます。 また、銃猟禁止区域は原則として銃猟のみを禁止する区域であるという趣旨から、このような規定を置く必要があるものと考えられます。	369
2(1)2)オ及び第12(1)	「工 捕獲又は採取に際し、住民の安全の確保・・・」と内容的に重複するため、「オ 銃猟禁止区域内で銃猟を行う場合・・・」を削除すべき。	一般的に銃猟を制限する区域に加え、危険予防等のために、具体的に区域を定めて指定される銃猟禁止区域についても、明確な基準が必要であると考えています。	2

2(1)3)	東日本(東北地方)のニホンザルを削除するべき。	東北地方のニホンザルは、環境省がとりまとめたレッドデータブックで、絶滅のおそれのある地域個体群として区分されているため、このように記述しています。	8
2(1)4)	予察駆除は廃止するべき	予察捕獲は、常時駆除を行い生息数を低下させるほど強い害性が認められる場合に認めるなど限定的措置であり、過去5年間の被害状況及び対象鳥獣の生息状況を参考に、学識経験者等による科学的な見地等を参考に作成・点検した予察表に基づき実施するとされるなど客観性の確保に配慮することとされており削除することは適当ではないと考えます。	5
2(1)4)	予察駆除は特別な場合を除き、行うべきではない。また、地域の実情に応じ実施することは、予察捕獲を慣例行事的にするため、削除するべき。また、農林業被害の低減に効果があることを科学的に実証するべきである。	予察捕獲の実施に当たっては、過去5年間の被害状況及び対象鳥獣の生息状況を参考に、学識経験者等による科学的な見地等を参考に作成・点検した予察表に基づき実施することとしています。 また、予察捕獲の科学的な実証については、毎年行う予察表の点検で行われるものと考えています。	5
2(1)4)	予察表の作成にあたり、意見を聞く者に学識経験者のほか、「地域における予察捕獲の経験を有する狩猟者」を加えるべき。	予察表の作成については、鳥獣保護事業計画の作成者である都道府県が行うものであり、都道府県の判断により、関係機関の意見を聞くこともあると考えます。	15
2(1)4)	予察表の点検にあたっては、関係諸団体の意見を聞くべき。	予察表の点検にあたっては、関係諸団体の御意見を伺うこともあると考えられますが、これは各都道府県の状況に応じ、それぞれの判断で決定されるべきものと考えます。	3
2(1)4)	「被害予察捕獲」と称すべき。	混乱を防ぐため、現在用いられている「予察駆除」という名称に沿ったものとしています。	369
2(1)	人と予算が市町村に十分に配分されていない中で許可権限の市町村長への委譲は原則として行うべきではない。	地方自治法第252条の17の2第1項に基づき、都道府県知事の判断により行われているものであり、鳥獣の保護管理体制の整備状況等を勘案した上で地域の実情に応じ市町村に権限が委譲されているところです。	3
2(1)	必ず、職員等が立ち会うことにすべきである。少なくとも現場での最終確認は必須であることを規定するべきである。	現在の体制では、全ての有害鳥獣捕獲に立ち会うことは困難であり、捕獲により種の保護上支障の生じる可能性のある場合等について立ち会うことが必要と考えます。	370
2(1)	有害鳥獣駆除では、錯誤捕獲の事例もあり、誤って他の野生鳥獣を殺傷する恐れがあることから、わな猟や単独猟は行うべきではない。	わな猟は有害鳥獣捕獲等のためには効果的な猟法であることから、現時点において禁止する考えはありませんが、例えばイノシシとツキノワグマの生息域が重複するような地域においては、クマの錯誤捕獲が生じないように、わなの使用方法や架設場所等に十分注意するとともに、架設場所の巡回を適切に実施するよう関係都道府県に対して働きかけを行っているところであります。なお、今回の改正法附帯決議(衆議院環境委員会)において、「三 とらばさみ及びくくりわなについては、錯誤捕獲のおそれや殺傷の危険性が高いことから、法定猟具から除外することについて検討すること。」となっており、そのための調査を行うこととしております。	3
2(1)	とらばさみ・くくりわなの使用を禁止してほしい。	とらばさみ・くくりわなは、有害鳥獣捕獲等のためには効果的な猟法であることから、現時点において禁止する考えはありませんが、例えばイノシシとツキノワグマの生息域が重複するような地域においては、クマの錯誤捕獲が生じないように、わなの使用方法や架設場所等に十分注意するとともに、架設場所の巡回を適切に実施するよう関係都道府県に対して働きかけを行っているところであります。しかしながら、今回の改正法附帯決議(衆議院環境委員会)において、「三 とらばさみ及びくくりわなについては、錯誤捕獲のおそれや殺傷の危険性が高いことから、法定猟具から除外することについて検討すること。」となっており、環境省においてそのための調査を行うこととされていると認識しています。	3
2(1)	規制の対象は、問題のあるエゾジカに限定(地域と鳥獣を限定)したうえで、体内の鉛弾の破片が絡みついた肉片のみの回収を原則とすべき。	放置の禁止を定める法第18条は、鉛汚染のみならず、放置された残滓が生態系に与える影響を防止するという趣旨で設けられたものであり、法の目的に照らしても、鉛中毒を引き起こす可能性が低い場合であっても、規制対象とすべきものと考えます。	361
2(1)	行政機関による残滓処理のための回収ステーションの整備の必要性について言及した記述を追加すべき。	残滓の処理については、各地方公共団体が地域での実情に応じ、個別具体的に検討し対応することが重要であり、回収ステーションという特定の方法を示すことは必ずしも適切ではないと考えます。	663

2(1)	「規則第22条」の内容を明らかにすべき。	環境省において、別途、施行規則のパブリックコメントを実施しております。	301
2(1)	「持ち帰り」以外の対応も可能なようにすべきである。	本案にも記載されているとおり、「やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設すること」も許容されています。(また、適切な処理が困難であると認められる場合または生態系に影響を及ぼすおそれが軽微な場合として環境省令で定める場合は法第18条の適用は除外されることとなっています。)	301
2(1)	鉛装弾の禁止により残滓問題は解決できるはずである。本来自然に帰すのが良いと思われるので、放置という表現ではなく、埋設処理などの方法にする。	放置の禁止を定める法第18条は、鉛汚染のみならず、放置された残滓が生態系に与える影響を防止するという趣旨で設けられたものであり、法の目的に照らしても、鉛中毒を引き起こす可能性が低い場合であっても、規制対象とすべきものと考えます。 なお、持ち帰りが困難な場合に適切な方法で埋設処理することは適切な処理であり放置には当たらないと考えています。	1
2(1)	捕獲物の処理方法については申請者の責任において適切に処理するよう申請の際に捕獲物の処理方法を明らかにするよう指導すべき。	捕獲物の処理方法については、鳥獣法施行規則案において申請書に処理方法を明記することとしており、申請書に明記された方法により、申請者の責任において処理されることとなります。	13
2(1)	特定の利用方法に限定されると誤解されるため、捕獲後の採取物について、野生鳥獣の保護管理、環境教育以外に医学研究への利用について追加すべき。	ここでは特に、鳥獣の保護管理、環境教育(鳥獣保護思想の普及啓発)といった、鳥獣保護事業計画と関連のある事項を記述したものです。他の利用方法を全て排除するものではありません。	11
2(1)	「国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。」を「国内で適法捕獲された個体であることを明確にするように自主的な協力を求めるものとする。」とすべき。	適法に捕獲された個体であることを明確にすることにより、適法捕獲等を防止することを目的として、現在、各都道府県の協力を得て実施しているもので、それを引き継ぐものです。	369
2(1)	違法捕獲物の売買が問題であるならば、法で規制するべきではないか(適法捕獲個体の明確化に関して)。	違法捕獲個体の譲渡は現在でも禁止されていますが、より適切な対応を図るため、捕獲個体の流通による保護への支障については、今後検討することとしています。	1
2(1)	個体を致死させる場合、苦痛を伴うことは当然であるため、直ちに致死させる方法を指導すべき。	当該記述は薬物を使用した安楽死の場合等を想定したものです。	5
2(1)	有害鳥獣捕獲による捕獲物の他の目的への転用を禁止すべき(奥山放獣するか安楽死・焼却処分とするべき)。	保護の必要性の高い種等に関しては、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等が生じることがないように各方面を指導するとともに、被害のない地域への放獣等、生息数の確保に努めることとしています。(第四、2(1)3))	3
2(1)	「飼養登録の手続きをするよう指導するものとする」を「飼養登録の手続きをさせるものとする」とするべき。	30日を超えて飼養する場合に登録が必要になりますが、これ以前に譲渡する場合にあっても登録を促しているものです。	1
2(1)	学術研究への利用を過度に規制する内容となることから、「捕獲物の処理方法については、申請の際に明らかにするよう指導するものとする」を削除するべき。	当該事項は、目的を偽った有害鳥獣捕獲の許可申請を防止するためのものであり、このような規定は必要なものと考えます。	1
2(1)	捕獲報告等を遅滞なく行うよう一文を付加すべき。	指針は、捕獲許可を受けた者に対し指導するものではないため、ご指摘の一文を付加することは適当でないと考えます。なお、改正法では30日以内の報告及び違反者への罰則を新たに規定したところです。	1
2(2)	有害鳥獣捕獲の申請は、原則として法人とし、個人が申請する場合は、土地の所有者かその周辺の者に限るように記述すべきである。	有害鳥獣捕獲の申請は、被害の当事者である実際に被害を受けた者、又は被害を受けた方から依頼を受けた者であることが、必要かつ十分な条件と考えています。 また個人からの申請については、その個人に係る被害に対して許可されることから、結果的に個人の所有地に限られてくるものと思われます。	2
2(2)	空気銃を使用した捕獲に関する記述の中で、法律の表現に合わせるため、「取り逃がす」を「捕り逃がす」に改めるべき。	広辞苑では「取り逃がす」を用いており、新法に「捕り逃がす」という表現もないことから、「取り逃がす」は妥当な表現と考えます。	10
2(2)	猛禽類の鉛中毒を防止するためを「鉛中毒を防止する必要があるため」と修正するべき。	鉛弾による猛禽類の鉛中毒は、一般的に予測されるものであることから、このような記述としたものです。	1
2(2)	近年非常に強力で中型獣を殺傷することのできる空気銃が販売されているため、「また、空気銃を使用した捕獲等は、(中略)中・小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。」を削除するべき。	空気銃で中型獣を確実に捕殺できる能力はまだなく、負傷させた状態で取り逃がす可能性はいまだ高いことから原案のとおりとします。	1

2(2) ;同第 十、1 (2) 5)	「なお、鉛製散弾を対象とした法第15条第1項に基づく～鉛製散弾は使用しないものとする。」について、以前の表現に戻すか、又は適切な表現(例:鉛中毒を防止する必要があると認められる場合、第15条の措置などを積極的に活用すべき等)に修正すべき。	今回の指定猟法禁止区域は、鳥獣保護法の改正を受けた措置であり、現行法の第1条ノ5第5項に基づき、知事が定めている「鉛散弾規制地域」は、水辺域における水鳥を対象としたもので、改正法では第12条第2項に基づく当該対象狩猟鳥獣が対象になるものと解されます。改正法第15条は、水鳥や狩猟鳥獣のみならず全ての鳥獣を対象として、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法(指定猟法)の禁止区域や鉛製銃弾の使用禁止区域として指定することができるものであり、必要な手続きを経て公示されることから適切に行うべきものと考えます。なお、この種の猟法として現時点では、鉛製銃弾の使用が対象となることから、例示的に記載したものであります。	369
3(1)	「捕獲隊」を「被害防止捕獲隊」又は「被害防止隊」とすべき。	混乱を防ぐため、現在用いられている「駆除隊」という名称に沿ったものとしています。	369
3(2)	関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、狩猟関係団体、自然保護団体、地域住民等の関係者による連絡協議会を設置するよう関係市町村を助言するものとする」と修正すべき。	関係者の中にはご指摘の両者とも含まれるものと認識しています。	3
小 計			5,060

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第五 銃猟禁止区域、銃猟制限区域及び猟区に関する事項(734件)

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	住民の安全の確保は、銃猟地の保全の法益に優先するので、その趣旨を明確にするため「住民の安全の確保、銃猟に伴う危険の予防、法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持のため、以下の区域について指定を推進するものとする。」に改めるべき。	特に銃猟は危険性が高いことから、人が所在する可能性が高い場所や指定区域の静穏の保持、安全確保、人命優先の立場から、銃猟禁止区域の指定に努めることとしたところであり、都道府県知事は危険防止のためその他必要と認めるときは、期間を定めて趣旨に沿った指定がなされるものと考えており、ご指摘については、配慮されているものと考えています。	1
1	鳥獣保護区及び同特別保護地区、さらには休猟区や指定猟法禁止区域等の指定・設定に努めるとあるが、鳥獣保護区や休猟区は必要だが、指定猟法禁止区域(銃猟禁止区域と思う)は増やすべきではない。	改正法第1条では、鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止、併せて猟具の使用による危険を予防するとしているところです。特に、銃猟は危険性が高いことから、人が所在する可能性が高い場所や指定区域の静穏の保持、安全確保、人命優先の立場から、銃猟禁止区域の指定に努めることとしたところであり、趣旨に沿った指定がなされるものと考えています。なお、指定猟法禁止区域と銃猟禁止区域は趣旨・目的が異なります。	1
1	「以下の区域について指定に努めるものとする。」を「以下の区域の中から必要に応じて指定に努めるものとする。」に修正すべき。	銃猟禁止区域は、銃猟に係る危険を防止するため指定するものであり、その必要性が高い区域については指定すべきものと考えます。	369
1(1)	狩猟免許は1種、2種と区別されているのに関わらず、銃猟全てを装薬銃を基準として禁止区域を設けるのではなく、銃猟に伴う危険の予防については、装薬銃を対象にして空気銃は別に規定するべき。銃猟禁止区域については、マグナムライフル銃と空気銃を同列で論じることは間違っている。	改正法第1条の目的では、猟具の使用による危険を予防することも含まれており、特に銃猟は危険性が高いことから、人が所在する可能性が高い場所や指定区域の静穏の保持、安全確保、人命優先の立場から、銃猟禁止区域の指定に努めることとしたところであり、都道府県知事は危険防止のためその他必要と認めるときは、期間を定めて指定の趣旨に沿った指定がなされるものと考えています。	1
1(2)	静穏の保持のための指定区域については、住民の安全の確保、銃猟に伴う危険の予防、指定区域の静穏の保持に区分して書き分けるべき。	法第9条第3項第4号の環境省令で定める区域は、社寺境内及び墓地と考えており、ご指摘の大部分については、銃猟禁止区域の指定の考え方の中で主眼を置いて記述しています。	1
3	猟区の設定数を増やすための措置が何も行政機関によって行われていないため、猟区の維持、新規設定に対する行政機関からの補助や指導などの必要性について言及した記述を追加すべき。	猟区を含めた狩猟の場の考え方については、現在環境省における「野生鳥獣保護管理検討会」において広範な議論が行われているところであり、今後の検討課題とすべきと考えます。	361
小 計			734

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項（8件）

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	サルについては、科学的知見ではなく、実態把握に基づくデータを元に特定鳥獣保護管理計画の策定をおこなうべき。	実際の個体数や群の数を把握することも、科学的知見に該当するものと考えています。	1
5	「保護管理の目標」に「生息地の保全」を含めるべき。	ご指摘のとおり、生息地の保全は、保護管理を行う上で重要な要素であると認識しており、「確保すべき生息環境」として記述しているところです。	1
6（1）	個体数調整にあたっては、個体数をリアルタイムに把握することが困難であることから、農林水産業被害の状況を優先するべき。	農林水産業被害の実態把握は必要なことですが、必ずしも個体数に応じ被害の実態が変化するとは考えておらず、個体数調整にあたっては、具体的に個体数、個体密度等の把握又は、その増減傾向の把握が必要であると考えています。	1
8（1）	検討会・連絡協議会の構成員を選定するにあたっての基準を明記すべき。	検討会等の設置については地方公共団体の自主性に委ねるべきものと認識しています。	1
8（1）	個体数管理は個体数の把握とそれに基づく適切な捕獲等の調整が毎年必要であり、これらに関する検討会や連絡協議会が形式的なものに陥らないよう年度終了後、3ヶ月以内に行うことを義務付けること。	適切な情報公開の下で都道府県の実情に合わせて検討会や連絡協議会を開催することが望ましいと考えており、基本指針において特に期間を設けてはおりません。	4
小 計			8

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項（745件）

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
冒頭	以下について、追加すべきである。調査については事前に調査期間、及び調査対象についての具体的な方針を明らかにし、調査結果については調査終了より3ヶ月以内に概要を公表し、6ヶ月以内に正式な報告として公表するものとする。調査結果を効果的に活用するために、迅速かつすみやかな対応を心がける。よう変更するべき。	ご指摘については、鳥獣の生息状況の調査を迅速に行うための検討過程で参考にすべきと考えており、基本指針において特に期間を設けてはおりません。	3
全般	生息密度を把握するため、捕獲数だけでなく出猟カレンダーの調査の必要性について言及すべき。	同項目3の(3)狩猟実態調査の中で、出猟日数等の調査を行うことを記述しています。	369
1	海棲哺乳類やネズミ・モグラ類と同様にイタチ類に関して体系的なモニタリング体制が必要と考える。	今回、改正鳥獣保護法の適用となった海棲哺乳類等、情報の集積が少ない希少鳥獣等の種の保護調査については、生息数の増減傾向や生息状況、分布、生息環境、生態等に応じて、関係省庁と連携して適切に行うこと、経年的変化の把握を継続的に実施すること、鳥獣生息分布図を作成すること等としており、このことにより体系的なモニタリング調査が行われるものと考えています。	1
1（1）	ニホンザルは現地調査において実数を把握できる種であり、明文化すべき。	ご指摘については、鳥獣の種類に応じ分布、繁殖状況、鳥獣の生態等について、現地調査をも含め経年的変化の把握が可能な手法を用いることとしております。よって、一部の種を取り上げて調査手法の明文化は考えておりません。	1
1（1）	鳥獣統計などの各種調査研究の成果の迅速なとりまとめ「公表の必要性」について言及した記述を追加すべき。	現在、鳥獣関係統計等の迅速化を図るため、野生鳥獣情報システムを導入し、鳥獣保護・狩猟業務全般のデータを電子化することとしており、鳥獣関係データの収集・集計・公開に寄与することとしています。特に平成14年9月15日から鳥獣捕獲報告欄の捕獲場所欄には、メッシュ番号を記載することとなったことから、このシステムに入力することにより鳥獣の生息分布状況、個体数管理等の基礎資料としての捕獲分布図（GIS）を作成することが可能となり、システムソフトのバージョンアップについても検討してまいります。	371
小 計			745

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項（376件）

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	「予察捕獲及び地域個体群の存続のための狩猟の必要性に関する理解を仰ぐ」ことを追加すべき。	個体群の科学的、計画的な保護管理については、第六の特定鳥獣保護管理計画に関する事項で記述しているところです。ここでは、これらを含めた、鳥獣保護事業全般の普及啓発について記述しており、個体群の保護管理に関する考え方も含まれているものと認識しております。	1
1	鳥獣保護思想だけでなく狩猟思想の普及についても記述すべきである。	ご指摘の趣旨は、「鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項」において、狩猟が個体数調整の担い手としての役割を果たしていること、また、狩猟者が実際の個体数調整を担っていること、さらに、人と鳥獣との共生に関する理解の醸成を図るなど鳥獣の管理の必要性についても普及啓発を図る必要があること、などと記述しているところです。	1
1	「探鳥会」という文言を削除すべきである。	鳥獣保護の普及啓発を図るうえで、探鳥会の実施は有効な手段の一つであり、記述は必要と考えています。	1
2	傷病鳥獣の保護にあたり連携する団体に「狩猟者団体」を含めるべき。	当該箇所は、傷病鳥獣の保護にあたり関係の特に深い団体、機関に着目して記述したものです。	2
2	保護すべき傷病鳥獣の範囲を特定する記述を追加すべき。	傷病鳥獣保護の相当部分は都道府県民の善意により行われているため、「鳥獣保護思想の普及啓発」の観点から保護対象を限定していません（雑等の誤認は除きます。）。ただし、本指針では、その野生復帰が被害の原因となるような場合には、その取扱いについて、各都道府県がその実情に応じ、検討会においてガイドラインを設け、対応することとしています。	369
3	鳥獣保護区は野鳥等の保護等を第一義とし、観察を禁止等すべきであり、観察施設等を整備する同項目は削除すべき。	鳥獣保護区内において観察施設等を適切に整備することは、野鳥の保護思想を普及するために効果的であり、同項目は必要であると考えます。	1
4	「4 愛鳥モデル校の指定」を削除すべきである。	鳥獣保護の普及啓発を図るうえで、愛鳥モデル校の指定は有効な手段であり、記述は必要と考えています。	1
小 計			376

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項（399件）

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	鳥獣行政担当職員について、鳥獣保護事業計画は5年を単位としており、継続性、専門性を有する業務であるところから、担当職員の配置はそれを勘案したものとするべき。	鳥獣行政担当職員については、「鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けたものの数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにする」とあり、この中にご指摘の考え方は含まれていると考えます。なお、都道府県職員の配置は、基本的に都道府県の独自の判断によって行われるものであり、基本指針での具体的な記述はなじまないと考えております。	5
1	「地方検察局」を「地方検察庁」に修正。	ご指摘のとおり修正します。	1
1	鳥獣行政担当職員についての記述の末尾に、「法改正により、違法捕獲物の飼養罪、密猟事件において放鳥等による簡略な事件処理の廃絶等が廃絶されたので今後とも」を加え、原文のまま「司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行うものとする」と加える。	当該部分については、鳥獣行政担当職員についての基本的な事項を簡潔に記したもので法改正の個別事項については記述しておりません。なお、法令の周知徹底については、法改正の部分を含め第7、5の法令の普及徹底において記述しており、違法捕獲した個体の飼養禁止については第10の飼養の適正化に記述しており、措置命令については、都道府県に対し通知等で技術的助言を行っていく予定です。	1
2	鳥獣保護員を狩猟に関する業務と鳥獣保護に関する業務を行う者に区分すべき。	鳥獣保護行政は鳥獣の保護と狩猟の適正化の両面を推進していくこととしていることから、鳥獣保護員は鳥獣保護と狩猟に関する知見を有した者が一体的に行うことが適切であると考えます。	369
2	鳥獣保護員の任命に当たっては、公募制を取り入れるなど狩猟者のみならず、一般から広く人材を確保するものとするよう求める。	鳥獣保護員の任命に当たっての方法として、公募は一つの選択肢であるとは認識しておりますが、鳥獣保護員の任命は都道府県の判断で行うものであり、基本指針に特定の方法を記述することはなじまないと考えております。	5
2	鳥獣保護員は公募制とし、かつ自然保護団体のメンバーが必ず含まれるようにすべき。	鳥獣保護員の選定方法については、既に公募制を実施している県もあり、各都道府県の裁量に委ねるべき事項であると考えます。	5

3	保護管理の担い手として狩猟者の減少等を防ぐための対策を行うべきとの記述は削除すべき。	狩猟者は、実態として個体数調整や有害鳥獣捕獲の実施者としての役割を担っており、現状の狩猟者の減少、高齢化が続けば、鳥獣の保護管理の実施に大きな支障が生じることが予測されています。当該部分は、そのような問題への対応策として記述したものです。	4
4	次の文言を追加すべき。鳥獣保護センター等の設置については、既存のビジターセンター等の有効活用をも踏まえること。また、地域における人と鳥獣の関係史及びその記録等、を追加した機能を有するターミナルとして位置付けること。	ご指摘については、鳥獣保護センター等の設置の検討段階で参考にする内容であると考えます。	2
5	鳥獣の違法な飼養の取り締まりに関して、関連条約、法令に基づき適法に輸入された個体の飼養者の権利・利益を犯してはならない旨記述を加えるべき。	当該部分は、違反の現状を踏まえて、重点的に取り締まりを行うべき部分を簡潔に記述したものです。当然適法に輸入された個体の飼養は認められるべきですが、当該箇所の記述の趣旨からみて、特段の記述はしておりません。	1
5	「違法捕獲物等に対して、DNA鑑定等の科学的な立証方策の強化を図る」という旨の記述を追加するべき。	ご指摘の点については、重要な事項であるとは認識していますが、現状では都道府県に対して一律の基準として示すことは適当ではないと考えています。なお、飼養の適正化、流通規制のあり方については、環境省の「野生鳥獣保護管理検討会」においても主要な課題として議論されているところであり、検討の参考にすべきものと考えます。	1
5	取締の対象を「狩猟等」としていることについて、狩猟を取り締まるとの誤解を与えるため、表現を改めるべき。	ここでいう「取締り」とは、単に違法行為を摘発することだけでなく、適正に狩猟等が行われるよう管理・監督するという意味も含んでいます。 従って、ご指摘のような「違法行為」に限定した取締を行う旨の表現では適当ではないと考えます。	1
5(7)	講習会の開催に当たっては、猟友会へのみの協力を求めるのではなく、多方面からの協力を求めるよう記述を改めるべき。	ご指摘を踏まえ、「猟友会」を「狩猟者団体等」と修正します。	4
小 計			399

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項(3,119件)

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1(1) 他	「養殖している鳥類の過度の近親交配の防止」「鶺鴒い漁業での利用」「伝統的な祭礼行事等に用いる目的」の関係記載部分は全て削除すべきである。	これらの目的は、第9次鳥獣保護事業計画の基準で捕獲の目的として位置づけられているか、その他の目的として現に許可されている目的であり、現時点で鳥獣の保護上特に支障があるとは考えられないため基本指針においても当面これまでと同様に取り扱い事としたものです。なお、捕獲の目的については、必要に応じて見直しを行っていく旨指針案に記述されています。	2
1(1) 3)	愛玩飼養は、違法な捕獲や売買の原因となっているため原則禁止とするべきである。	愛玩飼養については、現状では、対象種をメジロ、ホオジロの2種に限定するとともに、その捕獲許可に際して捕獲数を厳しく抑制して運用を行っているところです。現状では、捕獲許可件数、捕獲数とも著しい増減はなく、横ばい状態にあること、生息状況も大きな変化が認められないことから当面はこれまでと同様に取り扱うこととし、必要に応じ検討を行うべきものと考えます。	5
1(1) 3)	伝統的な鳥獣芸芸(猿まわし)に用いる個体の捕獲を、捕獲の目的に明記すべき。	猿回しに使用するサルに関しては、有害鳥獣捕獲を目的として捕獲された後、飼養登録を受けて飼養されている個体等を用いる途があり、伝統的な鳥獣芸芸(猿回し)を捕獲の直接目的として規定する必要はないものと考えます。	1409
1(2) 1)	サルに発信器をつける学術目的の捕獲は禁止すべき。	目視のみで長期間調査を行うことは困難であり、電波発信機の装着による調査は、個体群の保護管理のために必要なことであると認識しています。 なお、電波発信器の装着については、装着個体に対し負荷を伴うものであるため、必要最小限であること、また、必要期間経過後は短期間のうちに脱落するものであることとしています。	2
1(2) 1)ア (イ)	「鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること」を削除すべき。野生鳥獣以外(繁殖鳥獣等)の個体を活用できる場合は、学術目的の捕獲は許可されないと聞いているが、サルが流通しなくなれば学術許可がされるのか。	必要以上に野生鳥獣の捕獲を防ぐためには当該条件は必要であると考えています。 また、繁殖個体がなく、その種以外に利用が不可能であるとしても、そのことをもって許可の目的の対象とならないとは言えないと考えております。	2
1(2) 1)ア (ウ)	「主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する学術研究であること。」という制限を撤廃するか、「主たる内容が鳥獣の系統分類、形態、生態、生理、遺伝等に関する学術研究であること。」のようなより包括的な記述に変更すべきである。	ご指摘の「系統分類、形態、遺伝」は原案の「生理等」に含まれるものと考えます。このことについては、実務において混乱が生じないように都道府県に対して通知等で考え方を明らかにすべきと考えます。	1
1(2) 1)オ	「区域」において、現在別途検討されている新鳥獣保護法施行規則第7条第1項第5号に基づき、鳥獣保護区および都市計画法に基づく都市公園などでの学術捕獲などは、原則的には認められないとされている。この規定には、「特に必要が認められる場合はこの限りではない。」という条件がつけられているが、どのような場合に学術捕獲などが認められるかを明記するべきである。	「特に必要と認められる場合」は、さまざまな場合が考えられ、基本指針において一律に規定すべき性格のものではないと考えます。しかしながら、実務において混乱が生じないように都道府県に対して通知等で技術的助言を行っていく予定です。	1
1(2) 2)	標識調査にかかる事項を削除すべき(特定の団体のみがっており、その結果も公表されず、調査の効果が明らかではない。かすみ網の使用が許され、殺傷と虐待が行われている)。	標識調査は、主として渡りの状況を把握することを目的としており、国際的な渡り鳥の保護のために必要なものと考えています。また、かすみ網の使用については、他に適切な方法がないため使用しているもので、捕獲時には定期的に見回りを行う等適切に取り扱われているものと認識しています。	1
2	生息数(密度)、分布などに関する最新の科学的なデータに基づいて狩猟の管理を行う必要について記述すべき。	ご指摘の点は、科学的・計画的な保護管理の実施という観点から、鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項のなかで基本的な考え方を述べると共に、第六 特定鳥獣保護管理計画に関する記述や 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項等において具体的に記載しております。また、このような科学的データを用いて、狩猟鳥獣、捕獲制限等を定期的に見直ししていく仕組みを検討することとしています。	369

3(1)	鉛弾のための禁止すべき猟法ではなく、第15条の一般的な運用指針として表現を適正化すべき(例:国と都道府県の役割分担、禁止猟法の役割分担や種類選定及び区域設定の考え方、現時点での問題となっている猟法の順に記載すべき)。また、他の地域や他国で鉛中毒になっている場合、当該地では規制する必要がないため、「特に、当該地における鉛製散弾の使用により非狩猟鳥獣の鉛中毒が生じている、…」と表現すべきであり、「非狩猟鳥獣の鉛中毒の状況など…」は「鳥獣」にすべき。	今回の指定猟法禁止区域は、鳥獣保護法の改正を受けた措置であり、現行法の第1条ノ5第5項に基づき、知事が定めている「鉛散弾規制地域」は、水辺域における水鳥を対象としたもので、改正法では第12条第2項に基づく当該対象狩猟鳥獣が対象になるものと解されます。改正法第15条は、水鳥や狩猟鳥獣のみならず全ての鳥獣を対象として、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法(指定猟法)の禁止区域や鉛製銃弾の使用禁止区域として指定することができるものであり、必要な手続きを経て公示されることから適切に行うべきものと考えます。なお、この種の猟法として現時点では、鉛製銃弾の使用が対象となることから、例示的に記載したものであります。ご指摘の「非狩猟鳥獣」は「鳥獣」に修正することとします。	662
3(1)	指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から、その鳥獣の保護のため必要な当該都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。特に鉛製銃弾による鉛中毒が生じているのは非狩猟鳥獣だけではなく鳥獣全般であり、鉛中毒の状況などの現状を学術機関とも連携して調査・分析し、狩猟者を含めた調整を行い指定を進めること。また、現行規制による被害防止の効果を評価しつつ、順次、指定猟法禁止区域を進めて行くべき。さらに、地域の鳥獣の保護の見地から、鉛中毒の防止効果が期待できる場合は、指定を進めるものとする。	改正法第15条は、水鳥や狩猟鳥獣のみならず全ての鳥獣を対象として、地域の鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法(指定猟法)の禁止区域や鉛製銃弾の使用禁止区域として指定することができるものであり、必要な手続きを経て公示されることから適切に行うべきものと考えます。また、鉛中毒の状況などの現状については、北海道立衛生研究所、同環境科学研究センター、民間の鉛中毒ネットワーク等、専門的な機関とも連携して調査・分析し、狩猟者団体も参加した連絡会議を開催しており、現行規制による評価を当然に行い、指定が進められるものと考えております。なお、この種の猟法として現時点では、鉛製銃弾の使用が対象となることから、例示的に記載したものであります。ご指摘の「非狩猟鳥獣」は「鳥獣」に修正することとします。	3
3(2)(3)	指定猟法の目的の範囲内に収まる内容の許可基準に修正すべき。さらに鉛弾でありながら鉛が暴露する構造になっていないフェイルセーフ弾の取扱いについても配慮すべき。代替弾の性能を向上し、生産・流通体制の整備を図るべき。	指定猟法禁止区域設定の目的は、それぞれ鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる猟法を定め、それによる鳥獣の捕獲等を禁止することとしています。よって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど鳥獣の保護に支障があると認められる場合以外に許可するものとしており、指定猟法の目的を達成するための考え方や条件の許可基準を記載したと考えています。また、フェイルセーフ弾については無毒性と考えており、代替弾の性能向上や、生産・流通体制の整備については、国内製造販売メーカーでは非鉛散弾4種や非鉛スラッグ弾2種を開発し小箱販売を行うとともに、輸入業者においては非鉛散弾6種、非鉛スラッグ弾6種を輸入・販売するなど、関係業界への協力・要請も引き続き行ってまいると考えてあります。	662
小 計			3,119

その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項<1,472件>

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
冒頭	狩猟鳥獣を含む鳥獣一般の減少の要因は乱開発、乱伐、農薬の使用であり、「狩猟鳥獣等の保護増殖を図るため、乱開発・乱伐規制や農薬使用規制の推進」を施策として追加すべき。	鳥獣の保護上必要が高い場所については、鳥獣保護区特別保護地区に指定し、工作物の新築、木竹の伐採など行為の規制を行うこととしています。また、農薬については、化学物質の環境リスク対策の一環として、農薬取締法等に基づく施策や化学物質による生態影響についての調査研究が進められているところと認識しています。	361
冒頭	我が国の風土や実態に即したタグ制の導入をにらんで、「狩猟などによる鳥獣の捕獲行為を科学的・計画的にきめ細かく管理するための体制や制度を検討する。」といった記述を追加すべき。	ご指摘の点は、鳥獣の保護と狩猟の適正化の方法、体制等のあり方に関するものと認識しておりますが、これについては、現在検討を行っている野生鳥獣保護管理検討会のなかで検討されるものと考えています。	369
冒頭	可猟地面積等の多寡に関わらない一律課税、消費税と登録税の一律課税、乙・丙種の二重登録課税、各種捕獲行為に対する不均一課税など、狩猟に係る不公平税制等の改善を行うべきである。	ご指摘の点は、基本指針の中で記述することにはなじまないと考えております。	361
第四	国会で附帯決議とされた、本法第13条によって捕獲許可等を要しない種、第80条によって適用除外となす種については、他法令による保護管理の効果や科学的根拠のある適切な調査、国民意見の聴取、手続きの透明化の面から、「保護管理の状況については、関係各省庁と連携して情報収集、分析に努め、保護管理が適切でない」と判断される場合はすみやかに保護の方策を講じる。」とすべき。	ご指摘については、基本指針案に記載したように今後、関係省庁が連携して生息状況等の調査を行い、適切な保護管理が図られないと認められるときは速やかに見直しを行うべきものと考えます。	5

第四	鳥獣関係統計等各種調査の成果の迅速な取りまとめと公表の必要性について言及すべき。	準ずる項目の の第七において、捕獲情報を迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備を図ることに言及しています。	3
第四	生息密度を把握するため、捕獲数だけでなく出猟日数等の調査の必要性について言及すべき。	準ずる項目の の第七の3の(3)狩猟実態調査の中で、出猟日数等の調査を行うことに言及しています。	3
第七	状況の変化がなければ見なおす必要がないため「狩猟鳥獣の見直し、捕獲禁止又は制限の見直しを定期的に見直しに状況の変化に応じて迅速に行うための仕組み」とする。	該当箇所は、状況の変化に応じて狩猟鳥獣等の見直しを確実に実施し、鳥獣保護行政の仕組みに効果的に活用するために「定期的に見直しを行う仕組み」を検討するもので、必要性が高いものと考えております。なお、緊急に見直しを行う必要がある場合は、個別に対応することと考えております。	370
合 計			1,472

その他の意見（今回の意見募集内容の範囲外のもの）<714件>

意見要旨	対応方針	件数
鳥獣保護などの検討会が、農業、林業、漁業関係者や実験動物としてこれまで利用してきた医学研究者等を全く参加させずに論議し、十分な説明もなく極めて形式的にパブリックコメントを求めている現状は極めて大きな問題である。検討委員会の委員をどのような基準で公正に選んでいるかを公表すべきである。	第1次産業の代表者の参画はないものの、狩猟者団体の代表者や狩猟免許所持者である学識経験者、地方行政の専門家を含め、農林業問題や有害鳥獣問題にも造詣の深いメンバーが検討委員会となっております。医学実験のために有害鳥獣駆除と称して野生鳥獣を捕獲等することは許可されないことから、ご指摘については今後、サル等の流通問題についても調査することとしております。なお、検討委員の委員については、法律や野生動物の専門家、狩猟や地方行政の専門家等の面から選定し、委員名については公表をしているところであります。	5
「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の通称名を、「鳥獣法」として統一されたい。「鳥獣保護法」という、法律の内容を適切に表していない偏った通称名の使用は、厳に避けられたい。	法律の通称について、特に規定はありません。これまで鳥獣法、鳥獣保護法という通称が使用されていますが、統一する必要性は低いと考えております。	369
犯罪・事故防止、希少動物保護、動物愛護、狩猟による生業者がほとんどいない、限られた一部のものの利益であること、銃規制の動きへの逆行などの理由から、狩猟は全面禁止すべきである。	現在の狩猟は、資源利用やレクリエーションとしての面だけではなく、鳥獣の個体数調整という公益的な機能を担っている面もあると認識しています。ご懸念の点については、科学的・計画的な保護管理の実施や危険防止、狩猟免許・登録制度の適切な運用により鳥獣の保護と狩猟の適正化を図っていきたいと考えます。	3
野生鳥獣保護管理検討会のメンバーに、第1次産業の代表者が抜けており、偏りがあると思われる。昭和38年の改正時には、（社）大日本山林会などがメンバーになっている。	第1次産業の代表者の参画はないものの、狩猟者団体の代表者や狩猟免許所持者である学識経験者、地方行政の専門家を含め、農林業との密接な関係や有害鳥獣捕獲等についても造詣の深いメンバーが検討委員会となっております。ご指摘のような偏りがあるとは考えてはいません。	301
松くい虫を防除するため、農薬の空中散布や伐倒駆除で農薬を使うため、これが全て農薬のためとは言わないが、たくさんの小鳥が現在はほとんどいなくなったことから、農薬を減らし、小鳥を増殖し放鳥すればいいかが。	森林被害の的確な防除、作業の省力化の観点から農薬を使用していますが、これらの農薬は農薬取締法に基づき適正な使用方法が定められており、かつ、登録されていることから登録時に定められた使用方法を遵守することが肝要であり、その周知徹底について都道府県に指導していますが、特に森林への空中散布については、農林水産大臣が防除実施基準を定め、貴重な野生動植物の生息地などへの散布を除外すること、野生鳥獣の生息にも十分留意することとしており、これら農薬の使用が現在のところ野生鳥獣の生育に大きな影響を及ぼすものではないと考えております。なお、放鳥については、生態系の攪乱を招くおそれもあり、慎重に扱うべきと考えております。	1
は虫類、両生類なども法の対象とすべきであり「鳥獣」という言葉を「野生動物」に改めるべきである。	ご指摘の点については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	1
野生動物の保全のために保護区の生息環境の整備だけでなく、保護区以外の生息地の保全も積極的に推進すべきである。	本基本指針は、鳥獣保護法に基づくものであり、生息地の保全については鳥獣保護区制度により推進することを前提としています。なお、野生動物保護管理検討会においては、生息地保全のあり方、狩猟の場のあり方などについて検討を行っており、ご指摘の点も検討の参考にさせていただきます。	30
むそう網について、近年大型化し、一度に大量に捕獲されている事例が見られることから、規模及び構造を限定すべき。 併せて、捕獲数の制限200羽を乙種と同等とすべきである。	この事項は、猟法の制限として9月12日に審議会の答申が出ており、むそう網についての制限は設けておりません。なお、狩猟の適正化のため、狩猟の制限や捕獲数の制限を含む捕獲禁止又は制限の見直しを定期的に行うための仕組みについて検討と基本指針案に記述しており、ご指摘の点について実態の把握に努めていきたいと考えております。	1

<p>野生鳥獣に対する餌付けを禁止する規定を設けて欲しい。</p>	<p>ご指摘の点については、今後実態の把握に努め、適切な対応を検討していきたいと考えております。</p>	<p>1</p>
<p>狩猟鳥獣に指定されている種全部に、捕獲数の制限をかけるべき。</p>	<p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律では、狩猟鳥獣の個体数を保護するために、ご指摘のような捕獲数を制限する方法、捕獲禁止区域を設定する方法、捕獲期間を制限する方法、捕獲猟法を制限する方法など様々な方法で個体数の保護を図っております。</p> <p>これらは、それぞれ種によって、個体数減少の要因が何であるかを調査した上で、過剰な捕獲を防止するために最善の方法を検討の上、制限方法を選定しています。</p> <p>ご指摘のわな猟の増加による乱獲の可能性については、今後実態把握に努め、適切な対応を検討していきたいと考えています。</p>	<p>1</p>
<p>アナグマについて、近年生息が激減しているため、狩猟鳥獣から外すべき。</p>	<p>狩猟鳥獣については、今後科学的なデータ等を基に狩猟鳥獣を選定するシステムを構築し、その上で定期的な見直しを図っていきたいと考えています。</p>	<p>1</p>
<p>合 計</p>		<p>714</p>